

諸外国における電話勧誘規制の例

令和3年3月2日
事務局

諸外国における電話勧誘規制の例

○ 諸外国においては、消費者が電話勧誘の拒否を自発的に登録する制度（電話勧誘拒否登録簿制度：Do Not Call Registry）といった**電話勧誘規制**が設けられている例がある。

1 電話勧誘規制の分類

消費者保護のための電話勧誘規制は、消費者の希望の有無の観点からオプトイン型規制とオプトアウト型規制に大別できるが、いずれも特定の業種に限定したものではなく、広範な業種に係る電話勧誘を対象としている。

※ EUにおいては、eプライバシー指令(2002/58/EC)において、加盟国は電話勧誘を含めた不招請勧誘の規制を設けることとされており、多くの加盟国ではオプトアウト型の電話勧誘規制を整備済。

	消費者の意思	具体例	採用国
オプトイン型	消費者が <u>希望しなくても</u> 適用	電話勧誘における不招請勧誘の禁止	ドイツ、デンマーク、オーストリア等の一部EU加盟国
オプトアウト型	消費者の <u>希望に基づき</u> 適用	電話勧誘拒否登録簿制度 (Do Not Call Registry)	米、英・仏等のEU加盟国、豪、韓等

2 電話勧誘拒否登録簿制度における拒否登録簿の取扱い

電話勧誘拒否登録簿制度の運用においては、電話勧誘を考える事業者に対して拒否登録の意思を示した消費者の拒否登録簿を提供する方式（米英等）、事業者が作成した電話勧誘の対象リストを拒否登録簿と突合した上で、電話勧誘可能な消費者のリストを作成・提供する方式（リスト洗浄方式）（仏豪等）がある。

電話勧誘拒否登録簿の運用例（1 / 2）

1 米国における運用

○ 連邦取引委員会（FTC）が、電話勧誘拒否登録簿としてNational Do Not Call Registryを運用。執行もFTCが担当。

● **開始時期**：2003年※から、2003年DNC実施法(The Do Not Call Implementation Act of 2003)に基づき運用。

※ 連邦通信委員会(FCC)が1991年電話による消費者保護法(TCPA: Telephone Consumer Protection Act of 1991)に基づき、消費者からの電話勧誘拒否のリスト化を1991年から行ってきたが、電話勧誘事業者の自主的な取組に限定。

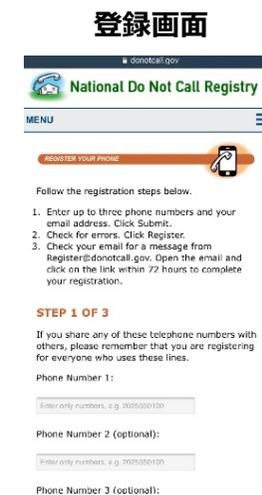
● **消費者の手続**：電話勧誘拒否を希望する消費者がウェブサイトや電話で申請を行うことにより登録される。アカウント登録は不要。

● **拒否登録簿に登録された番号の保持期間**：無期限

● **事業者の義務**：電話勧誘を行う事業者は、最低でも31日に一度リストを参照し、そこに登録された消費者の電話番号を自身のリストから削除。

● **運用状況**：登録電話番号数は、約2億4千万(2019年9月末時点)。年間運用経費は、約1200万ドル（2019年度）
運用経費はリストを利用する電話勧誘事業者からの利用料収入による。

● **適用除外**：政治関係、慈善団体関係、債権回収、市場調査等



2 英国における運用

○ 情報コミッショナー事務局(ICO)の監督下で、データ&マーケティング協会(DMA)が電話勧誘拒否登録簿として TPS(Telephone Preference Service)を運用。執行はICOが担当。

● **開始時期**：1998年データ保護法(Data Protection Act 1998)及び2003年のプライバシー及び電子通信規則(The Privacy and Electronic Communications Regulations 2003)に基づきTPSを運用。

※ 運用開始は1996年。上記規則では、拒否登録簿の運用について、監督庁が他者との間で交わした取決めに基づき、当該他者が運用業務を代行できると規定されており、業界の自主的な取組としてTPSを既に運用していたDMAが、運用を担う形態が続いている。

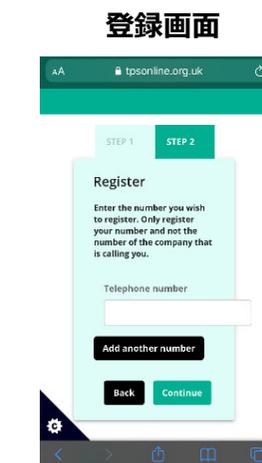
● **消費者の手続**：電話勧誘拒否を希望する消費者がウェブサイトや携帯電話のショートメッセージで申請を行うことにより登録される。
アカウント登録は特段不要。

● **拒否登録簿に登録された番号の保持期間**：無期限

● **事業者の義務**：電話勧誘を行う事業者は、最低でも28日に一度リストを参照し、リストに登録された消費者の電話番号を自身のリストから削除。

● **運用状況**：登録電話番号数は、約1800万(2020年12月末時点)。運用経費は、登録簿を利用する電話勧誘事業者からの利用料収入だが、総額非公開。

● **適用除外**：債権回収、市場調査等



※出典:

● 米国 <https://www.donotcall.gov/> 等

● 英国 <https://www.tpsonline.org.uk/> 等

この他、消費者庁調査研究「海外主要国における消費者問題の動向、高齢消費者トラブル及び電話勧誘拒否登録制度等に関する総合的調査」(2014年度)及び国民生活センター『国民生活』の連載「世界の勧誘規制を知る」、カライスコス・アントニオス『不公正な取引方法と私法理論』を参考にした。

電話勧誘拒否登録簿の運用例（2 / 2）

3 仏国における運用（リスト洗浄方式）

○ 経済・財務省の競争・消費者・不正抑止総局（DGCCRF デジセルフ）の監督下で、電話勧誘を行う事業者4社により構成されるオポズテル社（Société Opposetel）が電話勧誘拒否登録簿としてブロクテル（Bloctel）を運用。執行はデジセルフが担当。

● **開始時期**：2016年※から、フランス消費者法典を改正した2014年3月の法律（アモン法）に基づきブロクテルを運用。

※ 2011年から業界による自主的な取組として電話勧誘拒否登録簿「Liste Pacitel」（パンテル・リスト）があったが、アモン法により義務的の制度が導入され、番号も新規登録となった。

制度開始の際、官民連携手法（公役務の委任）が採用され、経済担当大臣が拒否登録簿の運用機関としてオポズテル社を指定した。

● **消費者の手続**：電話勧誘拒否を希望する消費者がウェブサイトや郵送で申請を行うことにより登録される。ウェブの場合、アカウント登録が必要であり、マイページで登録状況を確認可能。

● **拒否登録簿に登録された番号の保持期間**：3年

● **事業者の義務**：電話勧誘を行う事業者は、最低でも30日に一度、電話勧誘を希望するリストをオポズテルに提出。オポズテルは、電話勧誘拒否登録簿と突合し、電話勧誘可能なリストを当該事業者に提供。

● **運用状況**：登録電話番号数は、約1100万（2020年9月末時点）。運用経費は、事業者からの利用料収入※だが、総額非公開。

● **適用除外**：新聞等の定期刊行物、研究・調査機関、非営利団体等

4 豪州における運用（リスト洗浄方式）

○ 通信メディア庁（ACMA）が、電話勧誘拒否登録簿としてDNCR(Do Not Call Register)を運用し、執行もACMAが担当。

● **開始時期**：2007年から、2006年DNCR法（Do Not Call Register Act 2006）に基づきDNCRを運用。

● **消費者の手続**：電話勧誘拒否を希望する消費者がウェブサイトや電話で申請を行うことにより登録される。アカウント登録は不要。

● **拒否登録簿に登録された番号の保持期間**：無期限

● **事業者の義務**：電話勧誘を行う事業者は、最低でも30日に一度、電話勧誘を希望するリストを当局に提出。当局は、電話勧誘拒否登録簿と突合し、電話勧誘可能なリストを当該事業者に提供。

● **運用状況**：登録電話数は、約1200万（2020年6月末時点）。年間運用経費は、約220万豪ドル（2019年度）
運用経費はリストを利用する事業者からの利用料収入による。

● **適用除外**：政治関係、慈善団体関係等

※出典：

● 仏国 <http://www.bloctel.gouv.fr/> 等

● 豪国 <https://www.donotcall.gov.au/> 等

この他、消費者庁調査研究「海外主要国における消費者問題の動向、高齢消費者トラブル及び電話勧誘拒否登録制度等に関する総合的調査」（2014年度）及び国民生活センター『国民生活』の連載「世界の勧誘規制を知る」、カライスコス・アントニオス『不正な取引方法と私法理論』を参考にした。